

給食業務委託に係るプロポーザル説明書

茨城県立中央病院における給食業務委託に係るプロポーザル手続きについては、次の事項を熟知のうえ関係書類を提出するものとする。

1 業務内容

- (1) 業務名 給食業務委託
- (2) 業務内容 受託者は、茨城県立中央病院（以下「病院」という。）において、患者サービス向上のため、入院患者へ食事を提供するための調理業務（食材の調達、献立作成、食数管理、調理・調乳、盛付け、配膳、下膳、食器等洗浄業務）を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から3年間。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約にかかる金額について減額又は削除があった場合はこの限りではない。
- (4) 履行場所 茨城県立中央病院

2 参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格名簿の大分類24（その他）の小分類1（調理・給食）に登録されている者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) その他本説明書及び仕様書に定める要件を満たす者であること。

3 提案を求める内容

必ず、説明書及び仕様書の内容を踏まえたうえで、(1)から(11)に基づく提案を行うこと。

- (1) 会社概要及び実績
 - ア 経済状況（財務内容の健全性、安定性、信用力等）
 - イ 給食業務の実績（契約相手、施設規模、契約方法等）
- (2) 人員配置体制
 - ア 業務実施に必要な人員の確保
 - イ 給食業務に係る有資格者・実務経験者の配置及び効率的な配置
 - ウ 調理技術向上のための研修等
- (3) 安全・衛生管理体制
 - ア 安全面・衛生面に対する施策及び周知体制
 - イ 厨房等の清潔保持

- (4) バックアップ体制
 - ア 現場管理体制
 - イ 非常時（震災・食中毒等）の対応
- (5) メニュー（患者食献立）作成
 - ア 代表的な献立（1週間程度）
 - イ 患者満足度・喫食率を高めるための対応（対応策）
 - ウ 実食
- (6) メニュー（人間ドック食献立）作成
 - ア 献立
 - イ 患者満足度・喫食率を高めるための対応（対応策）
- (7) 個人対応
 - ア 個人対応するための体制
 - イ 臨時的（時間外・救急患者）な対応
- (8) 食材の確保
 - ア 安定供給するための体制
 - イ 茨城県産の使用
- (9) 費用
 - ア 材料費（一食当たりの上限単価、材料費総計）
 - イ 委託費（人件費、諸経費等）
- (10) 提案内容
 - ア 患者さんの視点に立った提案
 - イ 病院の状況にあった提案（現在施設・設備における調理方式等の提案）
 - ウ 費用対効果
- (11) その他
 - ア 上記以外の優位性

4 提案に対する条件等

- (1) 「上記3 提案を求める内容 (5)メニュー（患者食献立）作成 ア 代表的な献立」は1週間程度の献立を作成することとする。また、その献立の熱量、たんぱく質、食塩相当量、材料費を記載すること。
- (2) 上記「ア 代表的献立」のうち1食分を令和7年9月16日（火）に行う提案書審査会（プレゼンテーション）の際に実食を行うこととするので、審査員分の給食を10食用意すること。また、その給食の条件を下記内容とすること。その給食にかかる費用については提案者が請求書をもって病院に請求し、病院が支払うこととする。食器については、原則、当院で使用している食器を使用することとし、栄養管理科に事前に電話連絡をしたうえで、9月12日（金）までに必要な食器を選択、借り受けること。なお、当院では調理場は提供しない。

○審査会の実食に係る給食の条件

- ・常食（夕食）
- ・材料費 440円程度
- ・熱量 600kcal程度
- ・たんぱく質 23g程度
- ・塩分 2.5g程度

- (3) 「上記3 提案を求める内容 (6)メニュー（人間ドック食献立）作成 ア 献立」は献立（1食分）を作成することとする。また、その献立の熱量、たんぱく質、食塩相当量、材料費を記載すること。

（参考）現在のドック食献立

○ご飯 ○チキングリル オニオンソース ○鮭のサーモンバター醤油 ○ほうれん草お浸し
○アスパラソテー ○カニカマ卵ロール ○さつまいもの甘露煮 ○ナムル ○付け合わせ ○お茶

- (4) 「上記3 提案を求める内容(9)費用」は、下記「令和6年度給食業務にかかる実績食数、契約金額、調乳業務に係る分娩件数及び調乳本数」を参考とし、「ア材料費」と「イ委託費」を記載すること。病院と受託者の費用分担は仕様書のとおりとする。

○ 令和6年度給食にかかる実績

・ 年間延食数	患者食	一般食	155,321 食
		治療食	92,531 食
		嚥下食	26,371 食
		お祝い膳	223 食
		患者食計	274,446 食
		経管栄養剤	21,182 食
		ドック食	1,154 食
		検食	8,442 食

○ 契約金額（令和7年6月現在の食材料単価及び委託費）※消費税を含む

・ 1食あたり単価	患者食	440 円
	経管栄養剤	572 円
	ドック食	825 円
・ 委託費（人件費、諸経費等）※調乳業務を含まない		
年額		151,800,000 円

○ 調乳業務に係る分娩件数及び調乳本数（見込み）

・ 年間分娩件数（見込み）	500 件
・ 年間調乳本数（見込み 200 ml 調乳瓶）	7,300 本
・ 1日平均調乳本数（見込み 200 ml 調乳瓶）	20 本

（参考「病院の概要」）

病床数	500 床（一般 475 床 結核 25 床）		
入院患者数	127,739 人	外来患者数	217,273 人 ※左記は令和6年度実績
病棟数	本館 8 病棟（3 東・3 西・4 東・4 西・5 東・5 西・6 東・6 西）		
	がんセンター 3 病棟（HCU・4 中・PCU）		
	循環器・救急センター 2 病棟（ICU・CCU）		

○ 記載例

ア 材料費 （※ 食数は昨年度実績数を使用する）

患者食	一般食	○円×155,321 食＝A 円
	治療食	○円× 92,531 食＝B 円
	嚥下食	○円× 26,371 食＝C 円
	お祝い膳	○円× 223 食＝D 円

経管栄養剤 ○円× 21,182 食＝E 円
 ドック食 ○円× 1,154 食＝F 円
 検食 ○円× 8,442 食＝G 円 ※単価は患者食と合わせる。

【材料費計】 A + B + C + D + E + F + G 円

【1 食あたり単価】 患者食 ○円 (○円＝ (A + B + C + D) ÷ 274,446 食とする。)
 経管栄養剤 ○円
 ドック食 ○円

イ 委託費

人件費 (仕様書に設定されている以外の職種を追加してもよい)

業務責任者 ○名×○円＝H 円
 業務従事者(管理栄養士) ○名×○円＝I 円
 (栄養士) ○名×○円＝J 円
 (調理師) ○名×○円＝K 円
 (調理従事者) ○名×○円＝L 円
 (その他) ○名×○円＝M 円
 (パート等) ○名×○円＝N 円

賞与 O 円
 諸手当 P 円
 法定福利費 Q 円
 その他 R 円

人件費計 H + I + J + K + L + M + N + O + P + Q + R = (人件費) 円 S

諸経費(詳細の記載は必要としないが、仕様書で区分する項目を確認すること。ただし、プロポーザル説明会において質問があった場合には説明できるようにしておくこと。)

(諸経費) 円 T

【委託費】 S + T 円

- (4) 当該業務にかかる厨房等を見学したい場合には、当院栄養管理科職員に見学会の参加を申し込むこと。
見学会は7月下旬を予定。(連絡先：栄養管理科 0296-77-1121 内線 2871)
- (5) 仕様書については当該業務のプロポーザル審査会実施のために仮に設定したものであるため、仕様書の内容を変更して提案してもよい。ただし、変更点及びその理由を提案書に記載すること。

5 業務委託者の決定方法

業務委託者の決定は、2 の参加資格が確認された者から提出された企画提案書に基づき、給食業務委託に係る審査会の審査結果を踏まえ、病院長が決定する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書

イ 茨城県の物品調達等競争入札参加資格審査結果通知書の写し

- ウ 会社概要書
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを証する書類（誓約書）
- オ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定するものでないことを証する書類（誓約書）
- カ 過去 3 年間の許可病床数 300 床以上の医療機関での給食業務契約実績
- キ 企画提案書（添付資料を含む）
- (2) 提出部数
- ア～カ 1 部
- キ 20 部
- (3) 提出期限
- ア～カ 〆切 令和 7 年 7 月 24 日（木）まで
- キ 〆切 令和 7 年 8 月 19 日（火）まで
- (4) 提出方法
- 提出先に持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。
- 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号。以下「休日」という。）に定める休日を除く。
- 郵送の場合は、提出期限までの消印のものを有効とする。
- (5) 提出先
- 〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵 6528 番地
- 茨城県立中央病院 経理課 奥代
- TEL：0296-77-1121 FAX：0296-77-2886
- 電子メール：chuuoubyoin2@pref.ibaraki.lg.jp
- (6) 参加資格確認の通知
- 参加資格確認通知書はキ企画提案書の提出期限である 8 月 19 日（火）以降に郵送する。
- (7) プレゼンテーションの実施
- プロポーザル参加資格確認通知書において資格有り認められた者（以下「有資格者」という。）は以下の日程（予定）でプレゼンテーションを行う。
- 令和 7 年 9 月 16 日（火） 14 時から
- なお、有資格者が多数の場合は、事前に書類審査を実施する場合がある。
- (8) 結果の通知
- 令和 7 年 9 月 25 日（木）（予定）までに文書で通知する。
- 7 業務に係る条件等
- (1) 契約期間
- 契約締結日から 3 年間とする。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約にかかる金額について減額又は削除があった場合はこの限りではない。
- (2) その他
- 仕様書の内容を熟知したうえで提案すること。

8 質疑受付・回答

(1) 質疑の提出方法

企画提案書を提出しようとするものが、書面をもって質問することとし、6 (5)に提出するものとする。
(電子メール又はファックス可)

(2) 質疑受付期間

令和7年7月8日から令和7年7月24日までの午前9時から午後5時まで。ただし、休日を除く。

(3) 回答方法

令和7年7月31日までに書面をもって回答する。

9 その他

(1) 書類作成において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 企画提案書等の作成及び提出等に関する経費は、企画提案者の負担とする。

(3) 公告及び本説明書に示した参加資格のない者の提出した企画提案書、企画提案者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画提案書、又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

(4) 企画提案書の提案内容に基づき選考するが、提案内容をそのまま採用するとは限らない。

(5) 企画提案において知り得た県の業務等の内容については、守秘義務を課す。

(6) 提出された書類は返却しない。

(7) 提出された書類は、提出者に無断で使用しない。

(8) 公募申込書に記載された担当職員は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。

(9) 提案者は、現地見学会及び審査会当日において、当院に立ち入る全ての者の所属、氏名を6 (5)宛てに電子メールにて立ち入り日当日の7日前以降、2日前までに報告すること。

(様式第 1 号)

プロポーザル参加資格確認申請書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

所 在 地
法 人 名
代表者氏名

令和 7 年 7 月 8 日付けで公告のあった下記の事業に係る公募型プロポーザルに参加したいので、プロポーザルに参加する資格等の確認について、確認資料を添えて申請します。
なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告した事業 給食業務委託

2 添付書類

- (1) 茨城県の物品調達等競争入札参加資格審査結果表の写し
- (2) 会社概要書
- (3) 企画提案書（添付資料を含む）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている
者でないことを証する書類（誓約書）
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定
するものでないことを証する書類（誓約書）

(様式第 1 号の 1)

会 社 概 要 書

企画提案者名（ふりがな）	
所在地 〒 —	
T E L F A X	
営業所 〒 —	
T E L F A X	
主な事業経歴（概要（資本金、従業員数）、沿革、主な取引先、主な事業実績など）	
本事業担当者	
所 属	氏 名
T E L	F A X
携帯電話	
資格要件の適合証明	
1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定、及び第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けておりません。 2 地方公共団体等による指名停止処分を受けておりません。 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てはしておりません。 4 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定するものではありません。 5 企画提案書は、当該事業に係るプロポーザル説明書及び仕様書の内容と相違ありません。	

誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____

会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを誓約いたします。

誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第7条の規定により、下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、県の事務事業に関する各種申込資格等の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 3 暴力団員又は2の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋
(公共工事等に係る措置)

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋
(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

- (6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

過去 3 年間の許可病床数 300 床以上の医療機関での契約実績

1	病 院 名 所 在 地 許可病床数	
2	病 院 名 所 在 地 許可病床数	
3	病 院 名 所 在 地 許可病床数	
4	病 院 名 所 在 地 許可病床数	
5	病 院 名 所 在 地 許可病床数	
6	病 院 名 所 在 地 許可病床数	
7	病 院 名 所 在 地 許可病床数	
8	病 院 名 所 在 地 許可病床数	
9	病 院 名 所 在 地 許可病床数	
10	病 院 名 所 在 地 許可病床数	